

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護認定審査会) 第14条 総社市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、<u>54人</u>以内とする。 2及び3 略</p>	<p>(介護認定審査会) 第14条 総社市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、<u>25人</u>以内とする。 2及び3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。